

# 呼吸器外科専門医制度規則

## 第1章 総 則

第1条（目的）この制度は、呼吸器外科臨床の健全な発展普及と呼吸器外科学の進歩を促し、呼吸器外科を専門とする医師について公正かつ明解な認定を行うことによって、国民の福祉に貢献することを目的とする。

## 第2章 専門医の認定

第2条（申請資格）専門医の新規認定を申請する者（以下、新規申請者と略記）は、次の各号に定めるすべての資格を具備していなければならない。

1. 日本国の医師免許を有すること。
2. 外科専門医であること。
3. 卒後修練期間7年以上を有すること。
4. 認定修練施設において3年以上の修練期間を有すること。
5. 修練期間中に別に定める手術経験を有すること。
6. 呼吸器外科学に関する別に定める一定の業績（学会発表，論文発表）および研修業績（学会参加，学会が認めるセミナーや講習会への参加）を有すること。
7. 特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会（以下日本呼吸器外科学会と称する）および特定非営利活動法人日本胸部外科学会（以下日本胸部外科学会と称する）の会員であり，3年以上の会員歴を有すること。

第3条（専門医申請）新規申請者は，別に定める細則に則って，別に定める呼吸器外科専門医合同委員会（以下「委員会」という）〔日本呼吸器外科学会事務局（京都）〕に申請する。

第4条（資格審査）

1. 受験資格に関する書類審査は，委員会が行う。
2. 委員会事務局は，書類審査の結果を申請者に通知し，資格審査合格者には試験の期日および場所を通知する。

第5条（専門医試験）試験問題の作成，試験の実施，合否の判定は委員会が行う。

第6条（認定証交付）委員会の合否判定に基づき，日本呼吸器外科学会理事長と日本胸部外科学会理事長の連名のもとに，合格者に呼吸器外科専門医認定証を交付する。

## 第3章 専門医の更新認定

第7条（専門医の更新）5年毎の更新制とする。

第8条（専門医更新申請資格）

1. 専門医の更新申請をする者（以下，更新申請者と略記）は，別に定める総ての資格を具備していなければならない。
2. 正当な理由で臨床業務に従事できない期間がある者については別途定める。

第9条（専門医更新申請）更新申請者は，別に定める細則に則って委員会〔日本呼吸器外科学会事務局（京都）〕に申請する。

第10条（更新審査）更新に関する書類審査は，委員会が行う。

第11条（更新認定証交付）委員会の合否判定に基づき，日本呼吸器外科学会理事長と日本胸部外科学会理事長の連名のもとに，更新認定者に呼吸器外科専門医認定証を交付する。

## 第4章 専門医資格の喪失と回復

第12条（資格喪失）次に掲げる各号に該当する者は、委員会の議を経て、専門医の資格を喪失する。

1. 専門医としての資格を辞退したとき。
2. 日本呼吸器外科学会定款第9条、第10条、第11条の規定に従って、日本呼吸器外科学会会員としての資格を喪失したとき。
3. 日本胸部外科学会定款第9条、第10条、第11条の規定に従って、日本胸部外科学会会員としての資格を喪失したとき。
4. 申請書に虚偽の認められたとき。
5. 専門医更新申請を行わないとき。
6. その他、専門医として不適当と認められたとき。

第13条（復活、再申請）

1. やむを得ない事情による会費滞納のため取り消された専門医の資格は委員会の議を経て、復活を認める事ができる。
2. 日本呼吸器外科学会定款第11条の規定又は日本胸部外科学会定款第11条の規定又は前条第4項によって専門医の資格を取り消された者は原則として5年間、再申請する事を認めない。
3. 前条第5項によって喪失した専門医資格については、喪失次年度の再取得のための更新申請を特例として認める。
4. 日本呼吸器外科学会認定登録医は呼吸器外科専門医に復活申請することができる。復活申請のためには、復活以前の5年以内の期間で専門医更新申請資格の全ての要件を満たさなければならない。申請書類、申請方法および申請料は更新申請の規定を準用する。認定された場合の専門医認定証の有効期限は、5年間とする。

## 第5章 認定修練施設の認定

第14条（認定修練施設）認定修練施設は、基幹施設と関連施設からなる。

第15条（基幹施設の申請資格）基幹施設の認定を受けようとする施設は、新規・更新にかかわらず次の各号に定めるすべての資格を具備していなければならない。

1. 呼吸器外科手術を直近3年平均して7.5例/年以上有すること。（施行細則附則22参照）
2. 呼吸器外科専門医修練カリキュラムを有すること。  
カリキュラム内容の判定は委員会が行う。
3. 呼吸器外科専門医修練責任者が常勤していること。（附則1，2）

第16条（関連施設の申請資格）関連施設の認定を受けようとする施設は、新規・更新にかかわらず次の各号に定めるすべての資格を具備していなければならない。

1. 基幹施設の長の推薦を受け、関連施設の長が承諾していること。
2. 呼吸器外科手術が直近3年間平均して2.5例/年以上あること。ただし新規申請に限り、呼吸器外科手術が直前の1年間で2.5例/年以上行われていれば特例として申請を認める。その場合、その後2年間呼吸器外科手術例数を毎年翌年の2月末日までに別に定める様式に従って委員会に報告し、3年間平均で2.5例/年以上の症例数を満たすことを示さなくてはならない。
3. 基幹施設の修練委員会委員が常勤又は非常勤していること。（附則1，2）

第17条（認定修練施設認定のための申請）基幹施設あるいは関連施設の認定を受けようとする施設は、別に定める細則に則って委員会〔日本呼吸器外科学会事務局（京都）〕に申請する。

第18条（施設審査）

1. 認定修練施設の審査は、委員会が行う。
2. 認定修練施設の審査は、原則として毎年1回書類審査によって行う。但し、必要と認められたときには、審査の為の実地調査を行うことができる。

第19条（認定書交付）委員会は、前条により適当と認めた認定修練施設に対し呼吸器外科専門医修練施設認定書を交付する。

第20条（認定修練施設の有効期限）認定修練施設の認定有効期限は、細則で別に定める。

第21条（認定修練施設の義務）基幹施設の修練責任者は毎年2月末日までに呼吸器外科専門医合同委員会のオンラインシステムにて基幹施設およびその関連施設すべてについての現況を報告しなければならない。

第22条（認定施設の認定の取り消し）認定有効期間内であっても、前条を含めて委員会がその認定修練施設の認定を不適当と判断した時は認定を取り消す事ができる。

## 第6章 補 則

第23条（改正）この規則の変更あるいは廃止については、委員会の議を経て、日本呼吸器外科学会および日本胸部外科学会の理事会に諮るものとする。

第24条（細則）この規則を施行するために細則を定めることができる。

## 附 則

1. 以下の者が、呼吸器外科専門医修練責任者の有資格者である。
  - ・日本呼吸器外科学会指導医、又は
  - ・日本胸部外科学会指導医、又は
  - ・呼吸器外科専門医更新歴を有し、加えて日本呼吸器外科学会評議員である者
2. 各修練基幹施設は関連施設を含めて上記有資格者よりなる修練委員会を構成し、基幹施設に所属する者一人を修練責任者に指定しなければならない。
3. この規則は日本呼吸器外科学会および日本胸部外科学会の理事会ならびに評議員会の承認を経て平成14年1月1日（西暦2002年1月1日）より施行する。
4. この規則は平成19年5月16日（西暦2007年5月16日）から改正し、平成21年4月1日（西暦2009年4月1日）から施行する。
5. この規則は平成20年5月7日（西暦2008年5月7日）から改正し、平成21年4月1日（西暦2009年4月1日）から施行する。
6. この規則は平成22年1月7日（西暦2010年1月7日）から改正する。
7. この規則は平成22年12月20日（西暦2010年12月20日）から改正する。
8. この規則は平成23年5月31日（西暦2011年5月31日）から改正する。
9. この規則は平成25年5月9日（西暦2013年5月9日）から改正する。
10. この規則は平成26年11月12日（西暦2014年11月12日）から改正する。
11. この規則は平成27年10月18日（西暦2015年10月18日）から改正する。